

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

## 【報告】

件 名	業務委託契約等に明記する個人情報保護の特記事項の項目の追加について
--------	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：区長室区政情報課)

## 1 改正の理由

下記内容の個人情報保護措置の事項については、これまで個別事案ごとに契約書等で対応していたが、今後は契約書等に添付する「特記事項」に明記し、一律内容とする。

## 2 改正の内容

業務委託契約書及び指定管理の協定書に付す個人情報保護の特記事項について、次の3項目を追加する（資料1及び資料2）。

- ① 個人情報の指定した場所からの持ち出しの禁止に関すること。（改正後第6項）
- ② 委託契約等の終了により個人情報を消去した場合の記録の保存、消去したことの証明書等による確認に関すること。（改正後第12項）
- ③ 個人情報を取り扱う従事者の指定に関すること。（改正後第13項）

## 3 施行日

平成28年4月1日。

改正後の特記事項は、施行日以後の契約書等から付し、既に複数年契約をしているものについては、施行日以後の契約書等に3項目を盛り込むこととする。

## 4 対象機関

区長、議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員

## 5 改正の方法

次に掲げる規則及び規程等を改正する。

- ① 区長が行う個人情報保護事務に関する規則
- ② 議会が行う個人情報保護事務に関する取扱規程
- ③ 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則
- ④ 実施機関における個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順

なお、選挙管理委員会及び監査委員については、それぞれ次に掲げる規程において、「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」を準用しているため、特段の改正手続を行わない。

- ① 新宿区選挙管理委員会事務局処務規程
- ② 新宿区監査委員事務局処務規程